

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鋼 武 紀

香川県条例第6号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(集中管理特別会計) 第6条 次に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、集中管理特別会計を設置する。 (1)～(6) 略 <u>(7) 光熱水費支払事務</u>	(集中管理特別会計) 第6条 次の各号に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、集中管理特別会計を設置する。 (1)～(6) 略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。